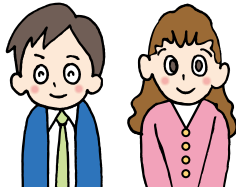


2 介護保険の加入者と保険証

40歳以上の方が加入者です

長岡市に住所がある40歳以上の方が、長岡市の介護保険の加入者(被保険者)です。

年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分けられ、サービスを利用できる条件、保険料の決まり方などが異なります。

	第1号被保険者 【65歳以上の人】 	第2号被保険者 【40歳～64歳の人】 
サービスを利用できる人	介護が必要であると認定された人 (介護が必要になった原因は問いません。)	下記に記載されている「特定疾病」により、 介護が必要であると認定された人
保険料の決まり方	本人と世帯員の住民税課税状況や本人の 所得などに応じて決まります。(▶P19)	加入している医療保険の算定方法により 決まります。(▶P20)
保険料の納め方	年金額が一定額以上の人は年金からの納 付、それ以外の人は納付書払いや口座振 替などで納付します。(▶P20)	医療保険料に介護保険料を上乗せして納 付します。(▶P20)
保険証の交付	全員に交付されます。(▼下記参照)	要介護認定を受けた人に交付されます。

医療保険に加入している**40歳～64歳**の人(第2号被保険者)で
介護サービスを利用できるのは**下記の特定疾病により介護が必要と認定された人**です。

特定疾病

●がん末期 ●関節リウマチ ●きんいしゆく筋萎縮性側索硬化症 ●こうじゅう じんたい後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨
粗しょう症 ●初老期における認知症 ●パーキンソン病関連疾患 ●せきすい脊髄小脳変性症
●せきちゅう きょうさく脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を
伴う変形性関節症

介護保険の保険証が交付されます

- 65歳の誕生月の前月に、長岡市から「介護保険被保険者証」が郵送されます。
- 40歳～64歳の人(第2号被保険者)は、要介護・要支援の認定を受けた場合などに交付されます。



介護保険被保険者証

次のようなときに必要ですので、大切に保管してください。

- 要介護認定申請をするとき、基本チェックリストによる判定を受けるとき
- 介護保険サービスを利用するとき
- ケアプランの作成を依頼するとき

※介護保険被保険者証の色が変わりました

令和8年7月1日発行分から、介護保険被保険者証の用紙の色を薄むらさき色から「うぐいす色」に変更しました。

なお、変更は用紙の色のみで、記載項目や内容に変更はありません。

現在お持ちの薄むらさき色の被保険者証も、これまでどおりご使用いただけますので、差し替えの手続きは不要です。